

障がい者の避難計画や避難方法は？



災害が発生した際に自ら避難することが困難な方々（障がいのある方のほかに、65歳以上の高齢者、難病指定のある方）の名簿となる避難行動要支援者名簿を作成しています。令和6年度では、要支援者798人のうち情報提供の同意者643人の名簿について、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等へ順次配布を行い、災害時の避難支援に活用します。

この名簿を踏まえ、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するときにどのような配慮が必要になるか」などを記載した個別の避難行動計画（個別避難計画）を策定しています。

避難行動要支援者の個別避難計画により避難することになります。

避難行動要支援者名簿に掲載されている方のうち、個別避難計画未策定の方については、明確な避難方法が定まっていないことになります。このため、引き続き自主防災組織や民生委員・児童委員と協力するとともに、町内の居宅介護事業所や障がい者相談支援事業所などにより一層連携し、実効性のある個別避難計画の策定に努めていきます。

放課後児童クラブで一時預かりや短時間の利用はできないの？



放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、児童が安全に過ごせる遊び場や生活の場を提供するための施設です。定員や支援員の状況などにより利用者を決定して利用いただいていることから、突発的な利用の対応は行っていない。

一時的な預かりや短時間の利用を希望される場合は、本町では子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方をマッチングして援助を行うファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）を実施していますので、こちらの活用を検討してください。

放課後児童クラブでの長期休暇中の受入については、定員、実施場所の確保、支援員の確保の問題などで実施していませんが、令和7年度中に長期休暇中の受入に関するニーズ調査を行う予定です。その調査結果を踏まえ、実施方法等について研究したいと考えています。

不登校や発達障がいなどを相談できるセンター的な機関（医療機関やカウンセラー、学校などが連携できる）の設置の考えは？



不登校の子どもや発達に特性のある子どもへの支援は、喫緊の課題であると認識しており、誰もが安心して相談でき、必要な支援につながる体制づくりは、今後ますます重要になってくると考えています。

現在、町立幼稚園の統合により空き施設となっている旧古城幼稚園施設の活用について、「不登校等の総合相談窓口」としての機能も含め、子どもの支援施設（（仮称）教育支援センター）とすることを検討中です。検討にあたっては、教育委員会だけでなく、多くの方々の意見を聞く意見交換会を実施するとともに、子育て支援や福祉部門、さらに外部の専門家などとも連携しながら、町として最も効果的な支援の在り方を整理し、「誰一人取り残さない支援体制」を目指していきます。